

浄化槽法第11条の定期検査

○法律により浄化槽管理者に、毎年1回受けることが義務付けられている検査です。

その内容は、浄化槽の外観上の異常を調べる「外観検査」、浄化槽の機能を調べるための「水質検査」及び維持管理に関する「書類検査」となります。

高崎市では、次のA、Bの方法で検査を実施しています。

いずれの検査も、申込みは保守点検契約の際、一括して行うことができますので、ご契約の保守点検業者又は公益財団法人群馬県環境検査事業団にご連絡ください。

A 効率化11条検査

浄化槽管理者と契約している保守点検業者が、現場での検査を代行して行うことで、法定検査を簡易に受検することができます。

この検査の対象となる浄化槽は、次の条件に該当する場合です。

- (1) 処理対象人数が50人以下の浄化槽
- (2) 指定採水員がいる保守点検業者と契約している場合

※指定採水員：群馬県が指定する指定採水員指定講習会を受講した浄化槽管理者で、高崎市に登録された浄化槽保守点検業者に所属する者。

B (従来の) 11条検査

効率化11条検査の対象とならない浄化槽については、毎年1回群馬県知事の指定を受けた検査機関である公益財団法人群馬県環境検査事業団の検査員が直接現場に伺って検査を実施することになります。

また、効率化11条検査を受けている浄化槽でも、検査結果が「不適正」の判定を受けた場合の翌年に実施する法定検査及び定年周期(10年に1回)の検査では、公益財団法人群馬県環境検査事業団の検査員による検査が実施されることとなっています。

検査料金は次のとおり定められています。

人槽 処理方法	～50	51～200	201～500	501～
単 独 処 理	5,200 円	14,120 円	23,170 円	36,240 円
合 併 処 理	5,200 円	16,130 円	28,180 円	36,240 円